

介護報酬等改定に係る「体制届の提出が必要な場合」について (H27.4.9)

介護報酬等改定に伴い新たに創設された加算等や、新たに体制届の対象となった加算等について、体制届の提出が必要な場合は次のとおりですので、ご留意願います。

なお、体制届を提出される場合は、算定状況に変更のない加算等も含めて、貴事業所のサービス種類に係るすべての加算等について、該当する区分に○印をお願いします。(算定状況に変更のないものについて、添付書類は不要です。)

1. 改定で新たに創設された加算等

⇒ 4月以降に算定する場合は、提出が必要。

2. 当該加算等は従前からあったが、改定で新たに体制届の対象となった加算等

例) 訪問リハビリの「短期集中リハビリテーション実施加算」
通所リハビリの「リハビリテーションマネジメント加算」
介護予防通所介護・介護予防通所リハビリの「選択的サービス複数実施加算」
居宅介護支援の「特定事業所集中減算」

⇒ 従前の算定状況に関係なく、4月以降に算定する場合は、提出が必要。

3. 従前から体制届の対象であったが、改定で区分が変更となった加算等

例) 訪問介護の「特定事業所加算」
・・・「加算Ⅳ」の追加。
訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護等の「サービス提供体制強化加算」
・・・「加算Ⅰ」が「加算Ⅰイ」「加算Ⅰロ」に分割。
居宅介護支援の「特定事業所加算」
・・・「加算Ⅲ」の追加。
「介護職員処遇改善加算」
・・・「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」の3区分から、
「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」「加算Ⅳ」の4区分に変更。

⇒ 「既存のサービス事業所の届出留意事項について」(厚生労働省事務連絡抜粋) 参照。
<http://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/27kaisei/taiseitodoke-ryuuijikou.pdf>

※ 居宅介護支援の「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」については、各々算定要件が見直されているため、4月以降も、従前に引き続いて「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」を算定し、区分が変更しない場合であっても、提出が必要になります。

「厚生労働省 介護報酬改定Q&A (V o 1. 1)・問184」参照。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/QA.pdf>

4. その他

通所介護・通所リハビリの「入浴介助体制加算」について、厚生労働省の取扱いに即して、今回から添付書類に「浴室の状況がわかる平面図」を追加しましたが、こちらは、4月以降新たに当該加算を算定する場合のみ必要です。

当該加算について、従前から「2 あり」で、今後も引き続き「2 あり」の場合は添付不要です。